

独立行政法人海上災害防止センター  
中期目標期間業務実績評価調書

平成20年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

中期目標項目	評価結果	評価理由	意見
<p>2. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 組織運営の効率化 事業規模、事業実態の変化に応じて組織・機構・定員について見直しを行う。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織・機構の見直し 石油公団の独立行政法人化に伴い、国家石油備蓄基地における排出油防除資機材の維持管理体制が見直され、函館支所における受託業務が終了したことから、平成16年4月1日をもって同支所を廃止した。</li> <li>・ 定員の見直し 訓練所の設備及び保有資機材の保守修理業務を一部外部委託するとともに、座学について外部講師を活用すること等により、平成16年4月1日をもって、教官1名を削減した。</li> </ul>	
<p>(2) 業務運営の効率化の推進</p> <p>① 一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%程度に相当する額を削減する。</p>	S	<p>主たる事務所を東京都新宿区から神奈川県横浜市に移転したほか、人件費削減等の施策と併せ、19年度の一般管理費を413,950千円とし、14年度（553,537千円）に対して25.2%（139,587千円）に相当する額を削減した。</p>	<p>各事業年度において、数値目標を大きく上回る削減を達成したことは高く評価できる。</p>

<p>② 常勤役員及び常勤職員の人件費（給与であって、退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）について、「行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえ、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行う。 【H18. 3. 30 追加】</p>	S	<p>平成 18 年度当初に給与水準の見直しを行ったほか、平成 18 年度末に海上保安庁出向者 3 名に替えて、若年のプロパー職員を採用したこと等により、平成 19 年度の人件費を 284,910 千円とし、平成 17 年度(310,516 千円／決算額)に対して 8.25% (25,606 千円) に相当する額を削減した。</p>	<p>最終的に数値目標を大きく上回る削減を達成したことは高く評価できる。</p>
<p>③ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。 【H18. 3. 30 追加】</p>	A	<p>平成 18 年度当初に、職員俸給表の水準の引き下げ（平均 4.8%）、枠外昇給制度の廃止、役員給与月額引き下げ（6.7%）等を実施した。</p>	
<p>④ 事業費について、防災費を除き、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成 14 年度）比で 5% 程度に相当する額を削減する。</p>	S	<p>国家石油備蓄基地における海上防災体制の見直し（排出油防除資機材の管理方式を防災解から陸上保管に変更）や、業務委託料に係るコスト管理の徹底等により、平成 19 年度の事業費を 1,166,193 千円とし、平成 14 年度（1,308,125 千円）に対して 10.9%（141,932 千円）に相当する額を削減した。</p>	<p>各事業年度において、数値目標を大きく上回る削減を達成したことは高く評価できる。</p>
<p>(3) 関係機関等との連携の強化 センターの業務を効率的に実施するため、民間船社や関係行政機関と密接な連携を図る。</p>	A	<p>沿岸海域災害対策協議会等が主催する海上防災訓練に参加し、センターの油回収装置等を使用した訓練を計 26 回実施することにより、</p>	

		<p>関係機関等との連携を強化した。</p> <p>【訓練参加場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15 年度／水島、大分</li> <li>・ 16 年度／横須賀、新潟、四日市、大阪（堺泉北）、水島、徳山下松</li> <li>・ 17 年度／横須賀、四日市、大阪（堺泉北）、水島、岩国、徳山下松</li> <li>・ 18 年度／横須賀、四日市、大阪（堺泉北）、大分、岩国、徳山下松</li> <li>・ 19 年度／四日市、大阪泉北、松山、横須賀、岩国、大分</li> </ul>	
<p>(4) 防災措置業務のより効率的・効果的な実施についての検討を行う。</p>	<p>S</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 17 年度、有識者による「海上防災事業に係る検討委員会」を 3 回開催し、平時における防災措置業務のあり方に焦点を当て、センターの今後のあり方等について総合的な検討を行い、検討結果を取りまとめた。</li> <li>・ 「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成 18 年 12 月 8 日閣議決定）において、センターは油以外の有害液体物質（HNS）に対しても、対応資機材の保有や防除措置が求められたことから、「海上防災事業に係る検討委員会」の提言等を踏まえ、センターとして HNS 防除業務に積極的に取り組むこととした。</li> </ul>	<p>HNS 防除資機材の配備や事故対応支援ネットワークの整備等、我が国における HNS 防災体制の構築に向け積極的に取り組んだことは高く評価できる。</p>

		<p>これを受け、平成 19 年中に全国 25 ヶ所の基地に HNS 資機材を配備するとともに、防災事業者と契防者契約を結び、HNS 防除に関し必要な資格を有する要員を確保したほか、平成 20 年 2 月末までに HNS 事故対応支援ネットワークを整備するなどして、全国で発生する HNS 事故への防災措置をより効率的かつ効果的に実施することが可能な体制を構築した。</p>	
<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 海上防災措置実施事業</p> <p>海上保安庁長官の指示による排出特定油防除措置の実施、船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置の実施を迅速かつ的確に行うために必要な体制を確保するため、</p> <p>① 防除措置体制の強化</p> <p>防災措置実施時に油回収装置を迅速に運用するためのシステムを構築する。</p>	<p>A</p>	<p>油回収装置 (※) を有効活用するためのマニュアル (回収から最終処分までの要領等) を作成し、日本船主責任相互保険組合、船舶所有者等関係者に対して周知した。</p> <p>15 年度 / 2 基地 (横須賀、姫路)</p> <p>16 年度 / 8 基地 (四日市、和歌山下津、大阪泉北、水島、松山、徳山下松、門司、大分)</p> <p>※ 船舶交通の輻輳する主要航路を抱える 10 基地に配備</p>	
<p>② 契約防災措置実施者の能力の向上</p> <p>ア 排出油等の防除措置に係る知識と技能を教授する「海洋汚染対応コース」 (国際海事機関カリキュラムに準拠) を修了した</p>	<p>A</p>	<p>防災訓練所において「海洋汚染対応コース」 (国際海事機関カリキュラムレベル I 及び II に準拠) の研修を毎年度実施し、契約防災措置実施者計 111 名に対して、排出油等の防除措置</p>	

<p>契約防災措置実施者の監督職員数を増加させる。</p>		<p>に係る知識・技能の向上を図った。</p> <p>16年度／27名 17～19年度／各28名</p>	
<p>イ 地方における巡回研修会に参加した契約防災措置実施者の職員数を増加させる。</p>	<p>A</p>	<p>防除活動時の共通認識の確立及び防災能力の向上を図ることを目的として、センター職員を22地区に派遣し、契約防災措置実施者の職員等計1,199名に対して巡回研修会を実施した。</p> <p>15年度／茨城、岡山  16年度／福島、三重、徳島、富山、熊本  17年度／岩手、静岡、高知、島根、福岡  18年度／稚内、姫路、松山、油津、新潟  19年度／北海道、秋田、石川、鳥取、京都</p>	
<p>(2) 機材事業</p> <p>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第39条の3、第39条の4に規定する基準に適合する配備体制を確保するとともに、事故発生時に迅速に運用するための措置を講ずる。</p>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流出油事故発生時に備えるため、全国に備え付けた排出油防除資材（全国33基地）や油回収装置（全国10基地）の点検を毎月実施し、不良品についてはその都度交換することにより、資機材を常に良好な状態で保管、管理した。</li> <li>・流出油事故発生時において、油防除作業が円滑にできるよう、排出油防除資材の搬出訓練（33基地）及び油回収装置の運用訓練（10基地）を毎年度1回ずつ実施</li> </ul>	

		した。	
<p>(3) 海上防災訓練事業</p> <p>海上防災のための措置に関する訓練の実施にあたり、</p> <p>① 訓練の重点化</p> <p>1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約に基づく船員法の規定による訓練に重点化を図った訓練計画を策定し、訓練を実施する。</p>	A	<p>タンカー乗組員を対象とした船員法の法定訓練に重点を置いて年間訓練計画を策定し、「標準コース(5日間)」を計47回(受講者1,728名)、「消防実習コース(2日間)」を計36回(受講者1,221名)実施した。</p>	
<p>② 有益な訓練の実施</p> <p>海上防災訓練は、事故等の災害が発生した現場において、これら緊急時に有効な対応要領を習得することを主眼としており、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえた評価を行い、業務の改善に反映させる。</p>	A	<p>「標準コース」の参加者延べ1,728名に対して訓練方法等に関するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、施設面の整備や講義内容の改善等を行い、平均で88.8%の参加者から「有益」であるとの評価を得た。</p>	
<p>(4) 調査研究等事業</p> <p>① センターの技術・能力を活用し、効果的な海上防災措置を行うための資機材の開発など海上防災体制の強化に資する調査研究を実施する。</p>	A	<p>海上防災措置に必要な資機材の開発及び海上防災措置の改善に役立つ技術について調査研究を行うため、日本財団助成事業及び受託事業として計25事業を実施した。</p>	
<p>② 調査研究の成果(受託研究を除く。)を広く一般へ普及・啓発する。</p>	A	<p>日本財団助成事業に係る調査研究の概要をセンターのホームページ上に公開したほか、日本財団図書館にリンク設定し、成果物の普及・啓発を図った。</p>	

<p>③ 自主研究の実施に当たっては、外部評価を実施し、評価結果について広く一般に公開する。</p>	<p>—</p>	<p>第一期中期目標期間中、自主研究の実績なし。</p>	
<p>(5) 国際協力推進事業</p> <p>① 国際協力事業の推進</p> <p>センターの技術・能力を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うとともに、国際的に通用する教育訓練を実施することにより、我が国の高度な海上防災に関する知識・技能の移転を図る。</p>	<p>A</p>	<p>・ODA事業</p> <p>海上防災に関する知識・技能を移転するため、東南アジア諸国（延べ19ヶ国）の防災機関担当者（延べ58名）をセンター研修所に招聘し、油又はHNSの漏洩事故等に対応するための基礎講習を5回実施した。</p> <p>・その他事業</p> <p>諸外国に対して海上防災措置に関する知識・技術の移転を図るため、JICA研修（海技大学校委託）を2回、JICA集団研修（財団法人海上保安協会委託）を1回、クウェイト人材育成プログラム（日本オイルエンジニアリング株式会社委託）を1回実施した。</p>	
<p>② 有益な訓練の実施</p> <p>各国の海上防災防除体制等に対応したニーズを踏まえた訓練を実施するため、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえた評価を行い、業務の改善に反映させる。</p>	<p>A</p>	<p>外国人研修（ODA事業）参加者延べ137名に対して訓練内容及び方法等に関するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、より目的に応じた有益な訓練となるよう必要な改善等を行い、平均で98.5%の受講者から、今後の実務に「有益」であるとの評価を得た。</p>	

<p>4. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。</p> <p>また、センターの業務の範囲内において、受託業務収入により、自己収入の確保を図る。</p>	<p>A</p>	<p>(1) 自己収入の確保</p> <p>出資金及び出えん金を地方債等で運用し利息収入を得る他、年度計画で掲げた事業を実施し、自己収入を確保した。</p> <p>(2) 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>予算、収支計画及び資金計画については、それぞれ計画通りに実施した。</p>	<p>事業毎に自己収入の確保を図り、運営費交付金を受けることなく自立的な業務運営を行ったことは評価できる。</p>
<p>5. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設・設備の整備</p> <p>センターの目的の確実な遂行のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、機能の適切な維持・補修を実施する。</p>	<p>A</p>	<p>消防演習場等の訓練施設については、施設の状態や点検結果を踏まえ、整備計画を前倒し或いは延期しつつ、適切に整備した。</p> <p>また、消防船及び防災訓練船については、計画通りに整備を実施した。</p>	
<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>センターの業務を確実かつ効率的に遂行するために、職員の適性に照らし、適切な部門に配置する。</p>	<p>A</p>	<p>民間船社、海上保安庁及び財務省から専門知識を有する職員を出向者として受け入れ、出向者の知見をセンター業務に活用するとともに、各職員の適性を勘案し適切な部門に配置することにより、センターの業務を確実かつ効率的に遂行した。</p> <p>また、出向者を削減し、プロパー職員を新規採用することにより、プロパー職員の育成強化を図った。</p>	<p>プロパー職員の新規採用及び育成強化は、これからのセンターにとって非常に重要なアイテムであり、その取組みは評価できる。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15～18 年度／18 名 (海上保安庁 12、財務省 1、民間船社 5)</li> <li>・ 19 年度／13 名 (海上保安庁 8、財務省 1、民間船社 4)</li> </ul>	
--	--	--	--

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成状況として特筆すべき優れた実績を上げている。

S：中期目標の達成状況として優れた実績を上げている。

A：中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。

B：中期目標の達成状況として概ね着実に実績を上げている。

C：中期目標の達成状況として十分な実績が上げられていない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

	SS	S	A	B	C
評定の分布状況 (項目数合計：20項目)	0項目	4項目	16項目	0項目	0項目

総合評価

<p>(中期目標の達成状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費、人件費及び事業費について、それぞれ数値目標を大きく上回る削減を達成したこと、また、自己収入の確保を図り、運営費交付金を受けることなく自立的な業務運営を行ったことは高く評価できる。 一般管理費：25.2% (13%)、人件費：8.25% (0.7%)、事業費：10.9% (5%) ( )は目標値</li> <li>HNS防除資機材の配備や事故対応支援ネットワークの整備等、我が国におけるHNS防除体制の構築に向け積極的に取り組んだことは高く評価できるとともに、第一期中期目標の策定時には想定されていなかったこれらHNS事業に取り組んだ上で、上記事業費の削減目標を達成したことについても高く評価できる。</li> <li>その他の項目についても設定目標を達成しており、着実な実績を上げていると認められる。</li> </ul>
<p>(課題・改善点、業務運営に対する意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「随意契約見直し計画」の策定、これに基づく取組みにより、全契約件数に対する随意契約の割合を90% (18年度) から67% (19年度) に引き下げたことは評価できる。今後とも、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を推進すること。</li> </ul>
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プロパー職員の新規採用（出向者の削減）及び育成強化は、将来を見据えた人材を確保するだけでなく、センターの更なる自立化を促進する観点からも評価できる。</li> <li>原因者からの委託により14件の油等排出事案<sup>(※)</sup>に適確に対応するとともに、ヘーベイ・スピリット号油流出事故（19年12月／韓国西岸沖）に国際緊急援助隊として職員を派遣するなど、国内外での防除活動に大きく貢献した。 ※ 15年：1件、16年：4件、17年：5件、18年：3件、19年：1件</li> </ul>

<p>総合評定 (SS, S, A, B, Cの5段階)</p> <p style="text-align: center;">A</p>	<p>(評定理由)</p> <p>各年度の業務実績評価は「順調」であり、中期目標の達成状況として着実な実績を上げるとともに、我が国の海上防災体制の一翼を担う中核機関として重要な役割を果たしたと認められる。</p>
---	--